

改正 2015年2月9日

改正 2021年3月4日

町田市工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定 (全体スライド条項)の適用について

工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)により、町田市が発注・契約する工事において、受注者が増額となる契約金額の変更を請求する場合の取扱いは、以下のとおりとします。取扱いの詳細については、東京都財務局「工事請負契約書第24条第1項から第4項までの規定(全体スライド条項)の適用について」に準拠するものとします。

なお、受注者は請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行うこと。また、賃金水準の変動により契約金額が変更された場合は、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準引き上げ等について、一層の対応を行うこと。

1 適用対象工事

- (1) 及び(2)に該当する工事を対象とします。
- (1) 契約日から12月を経過した工事(ただし、既に全体スライド条項又はインフレスライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、基準日(直前のものに限る。)から12月を経過していることとします。)
- (2) 原則として、残工期が2月以上ある工事とします。

2 定義

- (1) 請求日
全体スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。
- (2) 基準日
工事請負契約約款第26条第3項の規定によるスライド額算出の基準とする日を行い、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。請求日と同じ日とすることを基本としますが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができます。
- (3) 残工期
基準日以降の工期までの工事期間とします。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができます。
- (4) 出来形数量

工事請負契約約款第26条第2項の規定による既済部分に係る設計数量です。

(5) スライド額

工事請負契約約款第26条第2項及び第3項の規定による契約変更の対象となる額です。

3 請求方法

受注者が全体スライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面(様式1-1)に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料(様式1-2ほか)を添付し、工事主管課に提出してください。工事主管課は、スライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知します(様式2-1)。

4 出来形数量の確認

(1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事主管課は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行います。

受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出してください。

(2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行います。

(3) 出来形数量の基本的な扱い

ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱います。

イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とします。

ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、工事主管課へ確認してください。

(4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとします。

5 スライド額の算出

(1) スライド額は、次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表します。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事金額(契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2 : 変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(P1)に相当する額)

$$P2 = \alpha \times Z2$$

α : 落札率(当初契約金額/予定価格)(有効数字は積算基準によります。)

Z1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z 2：変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z 1）に相当する額

- (2) P 1及びZ 1の算出に用いる単価は、起工時における町田市の積算単価とします。
- (3) P 2及びZ 2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。

なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除きます。

- (4) P 2及びZ 2を算出する際に用いる単価については、基準日時点の町田市の積算単価とします。
- (5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、受発注者の協議によることとします。
- (6) 発注者から協議書（様式3-1）により受注者にスライド額（案）を提示します。受注者は、異議のない場合は、スライド額協議開始日の翌日から起算して14日以内に承諾書（様式3-2）を提出してください。

なお、14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知します（様式3-3）。

- (7) スライド請求を複数回行う場合については、(1) から(6) までと同様に実施します。

この場合のスライド額算定において、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行います。ただし、精算変更時点で行うこともできます。

7 インフレスライド条項及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約約款第26条第6項に規定するインフレスライド条項により設定した基準日から12月経過後かつインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後に、全体スライド条項に基づくスライド請求をすることができます。
- (2) 全体スライド条項に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができます。

8 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙「全体スライドの手続きフロー」を参照してください。

(参考) 工事請負契約約款抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 甲又は乙は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。